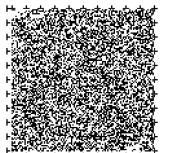
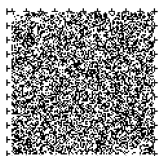
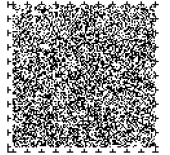

総論





第1章 計画の策定にあたって



1 計画策定の背景・目的

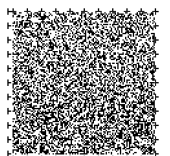
幸手市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）は、団塊世代のすべての人が後期高齢者（75歳以上）となる令和7年（2025年）を見据えて、老人福祉法や介護保険法の基本的理念を踏まえ、地域の実情に応じた介護給付等対象サービスの提供体制の確保及び地域支援事業の効果的な実施などが計画的に図られるように策定します。

21世紀の超高齢社会に介護問題の解決を図るため、国民の共同連帯の理念に基づき、要介護者等を社会全体で支援する仕組みとして、介護保険制度が創設されてから20年が経ちました。介護保険制度は、介護を必要とする高齢者の生活になくてはならないものになってきています。

本市では、介護保険制度の持続可能性を維持しながらも、高齢者が可能な限り自立し、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていけるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が切れ目なく一体的に行われる「地域包括ケアシステム」の構築を目指しています。このため、地域の限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用し、十分な介護の支援が行えるよう、介護保険制度を運用する必要があります。

また、令和7年（2025年）以降、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）に向け、介護の需要が増加し、多様化することが想定される一方で、地域の高齢者を支える介護の担い手が不足することも想定されます。

第8期介護保険事業計画では、地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保や業務効率化の取り組み、介護が必要な状態になることを予防するための地域支援事業等の効果的な実施、認知症の人が住み慣れた地域で尊厳と希望をもって暮らし続けられるような認知症施策の推進が必要です。併せて、近年の災害発生や新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえて、これらへの備えについても検討していくことが重要となります。



2 計画の性格

① 法令等の根拠

高齢者福祉計画（老人福祉計画）は「老人福祉法」第20条の8第1項に基づき、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設に関する事業の供給体制の確保に関する計画として策定するものです。

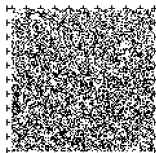
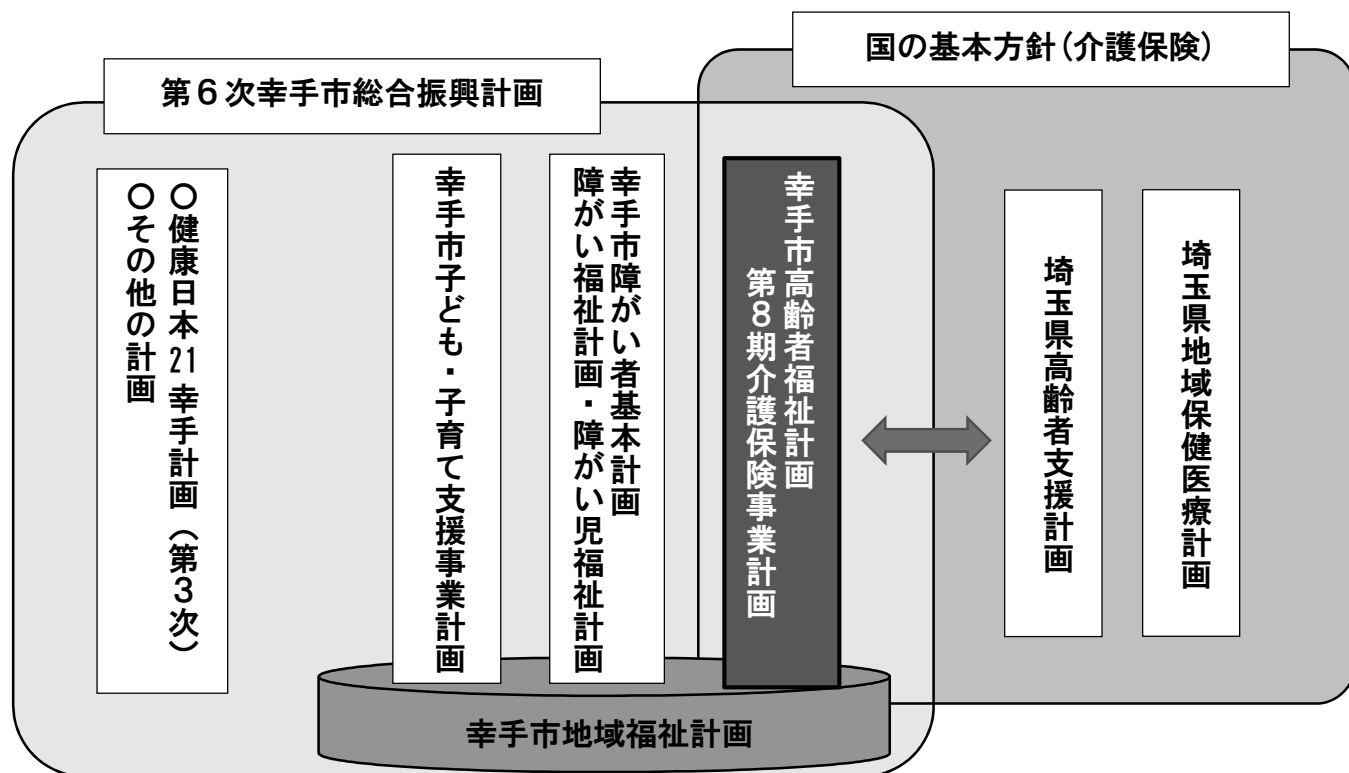
また、介護保険事業計画は、「介護保険法」第117条第1項の規定に基づき、国で定める基本指針（「介護保険法」第116条）に沿って、本市が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施のために3年間で1期として策定するものです。

老人福祉法第20条の8第7項及び介護保険法第117条第6項に基づき、両計画を一体的なものとして策定します。

② 計画の位置づけ

本計画は介護保険法における国の基本指針に即して介護保険事業計画を定めるほか、埼玉県高齢者支援計画や埼玉県地域保健医療計画との連携、整合性を図ります。また、本市の総合的な高齢者施策及び介護保険事業を定める計画として位置づけられることから、第6次幸手市総合振興計画、幸手市地域福祉計画及び各行政部門の計画とも調和を取りながら策定します。

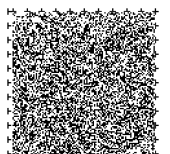
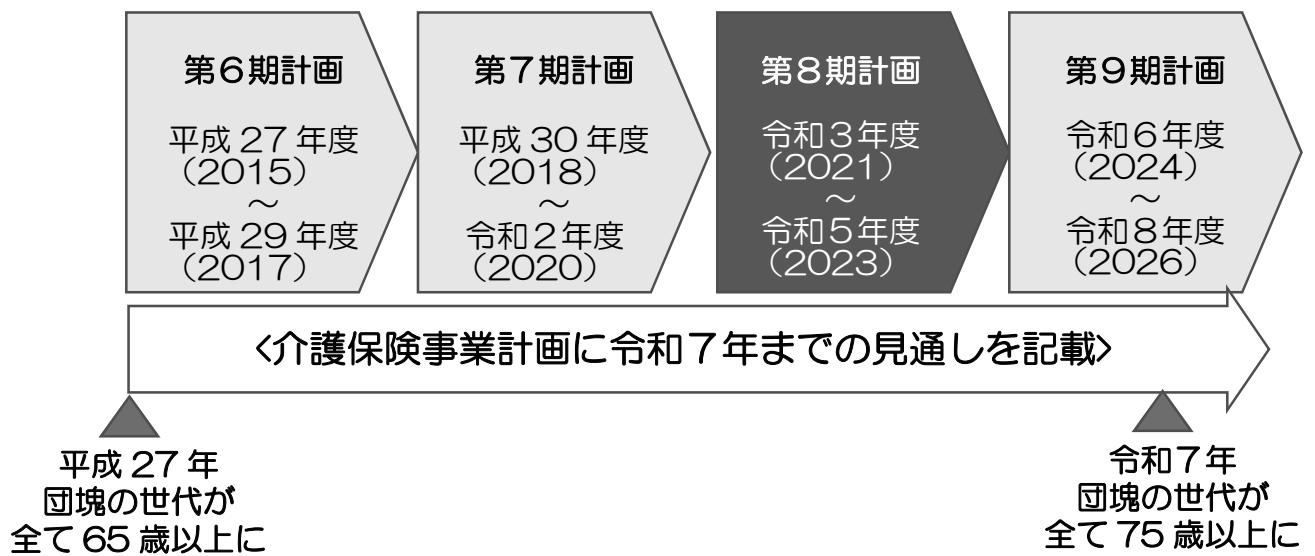
【計画の位置づけ】



3 計画の期間

本計画は、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3年を計画期間として、団塊の世代のすべての人が後期高齢者となる令和7年（2025年）を見据えて策定し、計画最終年度の令和5年度（2023年度）に計画の見直しを行います。

【計画の期間】



4 計画の策定体制

① 介護保険運営協議会の開催

この計画の策定にあたっては、介護保険運営協議会にて審議し、答申しました。

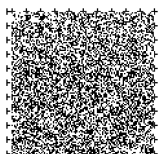
介護保険運営協議会は、市長の諮問に応じ、介護保険事業にかかる重要事項に関すること、介護保険事業計画の策定又は変更に関することなどを審議し、その結果を市長に答申することを目的に介護保険条例の規定により設置された協議会です。

② アンケート調査の実施

計画を策定するにあたり、市民の意識や意向などを把握するため、65歳以上の一般高齢者・要支援者、要介護認定者、40～64歳までの一般・要支援者及び施設入所者を対象とした、アンケート調査を実施しました。また、第7期計画期間中のサービス供給量や新サービスへの参入意向、今後の事業展開の見通しなどを把握するために、サービス提供事業者を対象としたアンケート調査、介護保険サービスを受給される方の状況、専門的見地からみた介護保険サービスの状況を把握するために、介護支援専門員を対象としたアンケート調査を、それぞれ実施しました。

アンケート調査の種類及び調査対象者

調査名	調査対象
①65歳以上一般高齢者・要支援者調査 【介護予防・日常生活圏域二ーズ調査】	令和元年11月1日現在、要介護者を除く65歳以上の市民の中から無作為で抽出した方
②要介護認定者調査 【在宅介護実態調査】	40歳以上の市民で、令和元年11月1日現在、要介護に認定されており、かつ施設に入所されていない方
③施設入所者調査	幸手市の介護保険被保険者で、令和元年11月現在、介護保険施設等に入所している方
④サービス提供事業者調査	幸手市及び幸手市の近隣で事業を展開している介護サービス提供事業者
⑤介護支援専門員調査	幸手市の介護保険事業に携わっている介護支援専門員（ケアマネジャー）
⑥40歳から64歳一般・要支援者調査	令和元年11月1日現在、要介護者を除く40歳から64歳の市民の中から無作為で抽出した方



アンケート調査の方法

調査方法：郵送によるアンケート調査

調査期間：令和元年12月12日（木）～令和2年1月6日（月）

アンケート調査の回収状況

調査名	配布数	有効回収数	有効回収率
①65歳以上一般高齢者・要支援者調査	2,000件	1,402件	70.1%
②要介護認定者調査	922件	572件	62.0%
③施設入所者調査	451件	218件	48.3%
④サービス提供事業者調査	104件	74件	71.2%
⑤介護支援専門員調査	47件	42件	89.4%
⑥40歳から64歳一般・要支援者調査	1,000件	438件	43.8%

③ パブリック・コメントの実施

本計画の内容に関して、策定過程における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、市民の市政への参画を促進することを目的として、パブリック・コメントを実施しました。

【実施の概要】

募集期間：令和2年12月10日～令和3年1月9日（31日間）

募集方法：窓口持参、郵送、FAX又は電子メール

公表場所：市役所（本庁舎1階ロビー）、ウェルス幸手、介護福祉課、各公民館及び市ホームページ

周知方法：広報さつて12月号、市ホームページ

